

令和7年6月定例教育委員会次第

日時： 令和7年6月26日（木）
午前10時～午前11時30分
場所： 犬山市役所2階203会議室

1. 開会

2. 教育長報告 (前回会議録の承認)

3. 付議事件の審議

- | | | |
|--------|---------------------------------|----------|
| 第18号議案 | 犬山市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について | 学校教育課 |
| 第19号議案 | 犬山市ICT活用教育研究委員会委員の委嘱について | 学校教育課 |
| 第20号議案 | 犬山市図書館協議会委員の任命について | 文化推進課 |
| 第21号議案 | 犬山市文化の薫り高いまちづくり事業選定審査会委員の委嘱について | 文化推進課 |
| 第22号議案 | 犬山市プロポーザル審査委員会委員の委嘱について | 歴史まちづくり課 |

4. 通信及び請願

5. 協議・連絡

- | | | | |
|-----|---|-------|------|
| (1) | 後援名義使用承認に関する報告 | 文化推進課 | No.1 |
| (2) | 7月・8月行事予定表について | 学校教育課 | No.2 |
| (3) | 令和7年6月定例議会について | 教育部 | No.3 |
| (4) | 犬山学び場「みらい」について | 学校教育課 | No.4 |
| (5) | 令和7年度困難を抱えた子ども・若者支援のための研修会
「発達に障がい（凸凹）のある子どもへの上手な支援」 | 文化推進課 | No.5 |
| (6) | 青少年センター紹介カードについて | 文化推進課 | No.6 |
| (7) | いじめ防止に向けて | 学校教育課 | No.7 |

6. 自由討議

7. その他

8. 閉会

犬山市教育委員会第18号議案

犬山市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について

犬山市附属機関設置条例第3条及び犬山市いじめ問題対策連絡協議会規則第4条の規定により別紙のとおり委嘱するものとする。

令和7年6月26日提出

犬山市教育委員会

教育長 滝 誠

(説 明)

この案を提出するのは、令和7年度犬山市いじめ問題対策連絡協議会委員を委嘱する必要があるからである。

令和7年度 犬山市いじめ問題対策連絡協議会委員（案）

任期：委嘱日～令和8年3月31日

No.	区分	氏名	所属等	新規 継続
1	団体関係者	玉井 恵	犬山市小中学校PTA連合会代表 (犬山中学校PTA副会長)	新規
2	団体関係者	堀田 英男	名古屋法務局 一宮支局長	新規
3	団体関係者	渋谷 壘	犬山警察署 生活安全課長	継続
4	学校関係者	後藤 栄吉	犬山市小中学校長会 会長	継続
5	学校関係者	瀬上 圭太	犬山市小中学校長会 中学校代表	新規
6	学校関係者	奥田 幸希	犬山市小中学校生徒指導担当者代表	新規
7	学識経験者	黒川 雅幸	愛知教育大学 教育学部 准教授	継続
8	学識経験者	水野 幹伸	愛知県教育委員会 尾張教育事務所 家庭教育コーディネーター	継続
9	学識経験者	細野 優子	愛知県弁護士会 弁護士	継続

1) 設置について

- 犬山市附属機関設置条例に基づき犬山市いじめ問題対策連絡協議会を設置する。
- 教育委員会の諮問に応じ、市立小中学校におけるいじめ問題全般に係る児童生徒の指導及び個別の事案に係る該当児童生徒の指導に関する事項について協議及び調査する。
- 委員は15人以内とする。
- 委嘱期間は、委嘱の日から委嘱の日の属する年度の末日までとする。
- 犬山市いじめ問題対策連絡協議会規則に基づき、部会を設置することができる。
- 協議会の委員は、学識経験者、学校関係者、団体関係者、市職員から教育委員会が委嘱する。
- 協議会に、会長及び副会長を置く。
- 協議会の会議は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が在任しないときの会議は、教育委員会が招集する。

2) 協議会について

- 協議会の定例会は年に2回開催する。必要がある場合は、会長が招集し、臨時会を開催する。

犬山市教育委員会第19号議案

犬山市 ICT 活用教育研究委員会委員の委嘱について

犬山市附属機関設置条例第3条及び犬山市 ICT 活用教育研究委員会規則第4条の規定により別紙のとおり委嘱するものとする。

令和7年6月26日提出

犬山市教育委員会

教育長 滝 誠

(説明)

この案を提出するのは、令和7年度の犬山市 ICT 活用教育研究委員会委員を委嘱する必要があるからである。

令和7年度犬山市ICT活用教育研究委員会

任期：委嘱日から令和8年3月31日まで

No.	役 職	区 分	職 名	氏 名	委嘱
1	委 員	学校関係者	校長会 会長 (城東小学校長)	後 藤 栄 吉	継続 (2期)
2	委 員	学校関係者	校長会代表 (南部中学校長)	間 部 克 敏	継続 (2期)
3	委 員	学校関係者	ICT活用研究委員会 委員長 (栗栖小学校長)	野 口 和 敬	継続 (2期)
4	委 員	学校関係者	犬山市立中学校 教員代表 (犬山中学校教諭)	近 藤 翔	新規
5	委 員	学校関係者	ICT活用研究委員会 庶務 犬山市立小学校 教員代表 (羽黒小学校教諭)	鈴 木 寛 央	継続 (6期)
6	委 員	市職員	経営部情報政策課長	上 原 敬 正	継続 (3期)
—	アドバイザー	学識経験者	岐阜聖徳学園大学教育学部教授	玉 置 崇	継続 (6期)

・目的（犬山市附属機関設置条例）

教育委員会の諮問に応じ、市立小中学校における情報通信技術を活用した教育の普遍的な広がり及び教職員の指導力の向上を目的とし、その目的達成に向けた方針の策定、環境整備等に関する事項について協議及び審議する。

- ・委員は15人以内とする。
- ・任期は委嘱の日から委嘱の日の属する年度の末日までとする。
- ・構成（犬山市ICT活用教育研究委員会規則第4条）
学識経験者、学校関係者、市職員
- ・委員会は必要に応じて委員長が招集する。
- ・委員会には、委員の互選により委員長、副委員長を定める。
- ・委員会はその運営を円滑に進めるため、アドバイザーを設置することができる。

犬山市教育委員会第20号議案

犬山市図書館協議会委員の任命について

図書館法第15条及び犬山市立図書館の設置及び管理に関する
条例第6条の規定により裏面のとおり任命するものである。

令和7年6月26日提出

犬山市教育委員会
教育長 滝 誠

(説明)

この案を提出するのは、犬山市図書館協議会委員の任期満了に伴い、犬山市図書館協議会委員を任命する必要があるからである。

犬山市図書館協議会委員名簿

NO	氏名	所属・役職	選出区分	備考
1	高 木 潔	犬山市小中学校代表 (犬山西小学校校長)	学 校 教 育 関 係 者	新規
2	森 岡 万 朱 衣	犬山市社会教育審議会委員 (婦人会連絡協議会会長)	社 会 教 育 関 係 者	継続
3	古 川 よ し 子	どんぐり文庫主宰	家庭教育の向上に資する活動を行う者	継続
4	石 田 民 子	犬山市立図書館ボランティア連絡会 代表 (けるるんくっく代表)	家庭教育の向上に資する活動を行う者	継続
5	清 水 裕 樹	名古屋経済大学図書館館長	学 識 経 験 者	新規
6	小 幡 章 子	名城大学非常勤講師	学 識 経 験 者	継続

【任期 2年 (令和7年7月1日 ～令和9年6月30日まで)】

1) 設置について

- 図書館法(昭和25年4月30日号外法律第118号)に基づき設置
- 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命
- 犬山市立図書館の設置及び管理に関する条例(平成2年6月30日条例第18号)に基づき、委員の定数及び任期その他必要な事項について定める
- 定数は10人以内
- 任期は2年
- 犬山市図書館協議会規則(平成2年9月25日教委規則第4号)に基づき協議会を開催
- 協議会に会長及び副会長を置く

2) 役割

- 図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに図書館の行う図書館奉仕につき館長に対して意見を述べる。
- 協議会を年2回程度(7月、2月)開催予定

3) 報酬

- 日額 7,200円
- (犬山市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例)

犬山市教育委員会第21号議案

犬山市文化の薫り高いまちづくり事業選定審査会委員の委嘱について

犬山市文化の薫り高いまちづくり事業選定審査会規則第2条の規定により裏面のとおり委嘱するものである。

令和7年6月26日提出

犬山市教育委員会

教育長 滝 誠

(説明)

この案を提出するのは、犬山市文化の薫り高いまちづくり事業選定審査会委員を委嘱するために必要があるからである。

犬山市文化の薫り高いまちづくり事業選定審査会委員

任期【令和7年7月1日～令和8年3月31日】

NO	氏 名	選出区分	新規・継続
1	横 井 耕 市	犬山市社会教育委員(犬山市社会教育委員設置条例第3条第4号に該当するもの)	継続
2	堀 美 鈴	犬山市教育委員会の委員	継続
3	木 澤 和 子	犬山市教育委員会の委員	継続
4	赤 塚 次 郎	犬山市社会教育委員(犬山市社会教育委員設置条例第3条第4号に該当するもの)	継続
5	佐 藤 正 之	犬山市社会教育委員(犬山市社会教育委員設置条例第3条第4号に該当するもの)	継続

1)設置について

○犬山市附属機関設置条例(平成28年12月28日条例第36号)に基づき審査会を設置する。

- ・教育委員会の諮問に応じ、犬山市文化の薫り高いまちづくり事業補助金の交付対象となる事業の選定に関する事項を審査する。
- ・委員は6人以内とする。(犬山市附属機関設置条例 第2条 別表第2)
- ・委嘱期間は、委嘱の日から委嘱の日の属する年度の末日までとする。(犬山市附属機関設置条例 第2条 別表第2)

○犬山市文化の薫り高いまちづくり事業選定審査会規則(平成30年4月1日施行)に基づき審査会を開催する。

- ・審査会の委員は犬山市教育委員会の委員及び犬山市社会教育委員(犬山市社会教育委員設置条例第3条第4号に該当するもの)から教育委員会が委嘱する。
- ・審査会に委員長を置く。
- ・審査会は必要に応じて、委員長が招集する。

2)審査会の開催について

- ・年1回(3月頃に審査会を開催する。)

3)犬山市文化の薫り高いまちづくり事業補助金について

- ・市の魅力を内外に発信し、市の認知度の向上や交流人口の拡大を図る目的で、市民が自主的に行う継続性のある文化・芸術事業に対し、補助金を交付する。

犬山市教育委員会第22号議案

犬山市プロポーザル審査委員会委員の委嘱について

犬山市附属機関設置条例第3条及び犬山市プロポーザル審査委員会規則第4条の規定により別紙のとおり委嘱するものである。

令和7年6月26日提出

犬山市教育委員会

教育長 滝 誠

(説明)

この案を提出するのは、史跡犬山城跡（犬山城入口ゾーン）便益施設基本設計業務に係る受注者の選定を行うため、犬山市プロポーザル審査委員会委員を委嘱する必要があるからである。

犬山市プロポーザル審査委員会委員名簿（案）

（任期：令和7年 月 日～審議終了まで）

職名	氏名	委員区分 (規則第4条の該当号)	所属等	備考
委員	赤塚 次郎	(1)学識経験を有する者	犬山市文化財保護審議会会長 犬山城管理委員会副委員長	新規
委員	服部 敦	(1)学識経験を有する者	犬山市景観審議会会長	新規
委員	日比野 良太郎	(2)事業実施に関し専門知識又は資格を有する者	犬山城管理委員会委員長 犬山商工会議所名誉会頭	新規
委員	岡田 雅隆	(2)事業実施に関し専門知識又は資格を有する者	(一社)犬山市観光協会会長	新規
委員	井出 修平	(3)その他市長が適当と認める者	犬山市経営部長	新規
委員	武内 雅洋	(3)その他市長が適当と認める者	犬山市都市整備部長	新規

(1) 設置について

○犬山市附属機関設置条例に基づき犬山市プロポーザル審査委員会を設置する。

・犬山市が締結する契約でその性質又は目的が価格のみによる競争入札に適さないと認められるものについて、実績、専門性、技術力、企画力、創造性等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な者を選定するため、プロポーザル方式により候補者の選定を行う。

・委員は審査する案件ごとに15人（以内）とする。

○犬山市プロポーザル方式実施取扱要綱に基づき、プロポーザル方式により受注候補者を選定することを決定した事業は、原則としてプロポーザル審査委員会を設置する。

・委員は6人以上になるように努める。

・委員の構成は、犬山市プロポーザル審査委員会規則第4条第1号及び第2号に掲げる者は半数以上、入札契約審査委員会の委員2名以上。

○犬山市プロポーザル審査委員会規則に基づき、審査委員会を開催する。

・審査委員会に、委員長を置き、委員の互選により定める。

(2) 審査委員会の開催について

・全2回開催予定。

・内容は、第1回が実施要領の決定等、第2回が受注候補者の選定。

6-10-2 整備計画図

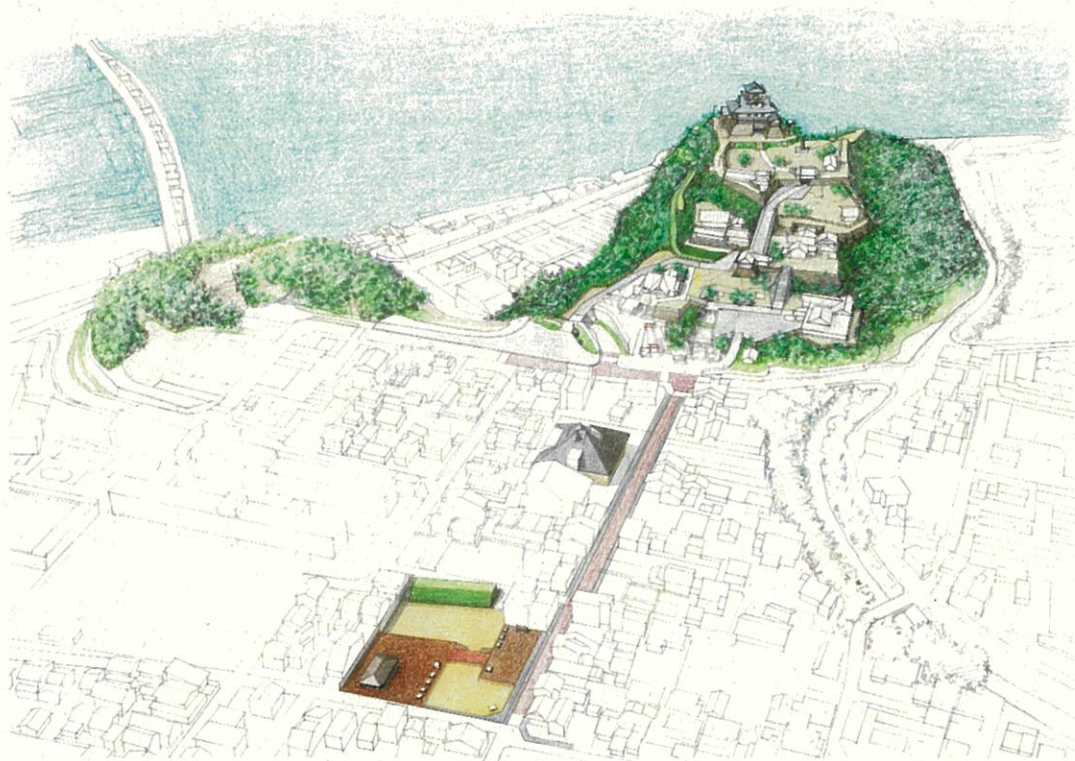


図 6.36 整備計画図（鳥瞰図）



図 6.37 犬山城入口ゾーン整備計画図（アイレベルスケッチ）